

平成30年 3 月
警 察 庁

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
施行規則の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成30年1月22日から同年2月20日までの間、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集を行ったところ、3件の御意見を頂きました。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）
- (2) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）

2 命令等の案を公示した日

平成30年1月22日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 3件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	0件
電子メール	1件
F A X	1件
郵 送	1件